

法律事務職員の「職」の確立

法律事務所に勤務して40年以上になります。

法律事務所職員

働き始めた当時と今とでは、法律事務所もずいぶん変わったなあと思います。

戸田 直志

研修制度も教材もなかった時代

たとえば法律事務職員研修もそうです。

今では、日弁連能力認定制度の研修や単位会による研修などが行われています。また法律事務職員向けの研修教材も数多く作られています。

しかし、40年前にはそのようなものはありませんでした。

研修もないまま、弁護士の指示があれば、事務職員は裁判所に訴状を提出したり、仮処分や仮差押の申請をしたり、執行申立をしたり、供託をしたり、担保取消をしたり、保釈手続きをしたりしていましたし、しなければなりませんでした。

事務所内で業務経験を共有

そこで、私が最初に勤務した事務所では、事務局長が中心になって、先輩の事務職員が自分たちの経験した業務の資料や書式をもとに所内で研修を行い、それをもとに研修資料のようなものを作成しました。

私も、先輩を見習って、裁判所に受理されたり、決定が出た書類の目録などをコピーしてファイルに綴っておくようにしましたし、同僚にも参考資料として配布したりしました。

他の同僚も同じようにしていました。

今はパソコンがありますので、書式の保存も簡単ですが、当時はそのようなものがありませんから、その都度コピーしていたものです。

責任をもって仕事をするために

研修をきちんと受けて、責任をもって仕事をするということは、職業人として当たり前のことですが、当時はそれがなかったのです。

いま、その制度が確立しつつあることは、法律事務職員の仕事が「職」として確立してきたことの表れではないかと思います。

尊敬と信頼の関係を広げていけば

もちろん、「職」の確立は研修だけにとどまるものではありませんが、このように変化してきた背景のひとつには、仕事を覚えたい、研修をしてほしいという多くの事務職員の長年にわたる願いがありました。

それと同時に、法律事務所において弁護士の補助者として事務職員の役割の重要性が多くくの弁護士のなかで共通の認識になってきたことがあると思います。

弁護士がそのように事務職員を見ているということになれば、事務職員も仕事にやりがいを感じます。

弁護士と事務職員がお互いに理解を深め、尊敬と信頼の関係を広げていくなれば、仕事のやり方や職場環境、ひいては処遇などの課題についても率直に話ができるようになり、さらに法律事務職員の「職」は確立していくことになるでしょう。